

平成29年11月1日

笠岡信用組合

## 預貯金口座付番に係る個人番号の利用目的変更(追加)について

笠岡信用組合(以下「当組合」といいます。)は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当組合の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更(追加)することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。

※変更(追加)点は下線部をご覧ください。

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

### 【個人番号の利用目的】

- (1) 役職員等(当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ)に係る事務
- 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
  - 健康保険・厚生年金保険届出事務
  - 雇用保険届出事務
  - 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
  - 国民年金の第3号被保険者の届出事務
  - 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- (2) 顧客等(当組合の個人の顧客及び組合員をいう。以下同じ)に係る事務
- 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
  - 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
  - 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
  - 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
  - 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
  - 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
  - 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
  - 預貯金口座付番に関する事務
- (3) 役職員等及び顧客等以外の個人に係る事務
- 報酬・料金等の支払調書作成事務
  - 不動産の使用料等の支払調書作成事務
  - 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務